

令和6年3月28日提案

令和6年第3回琴浦町議会臨時会

琴 浦 町

町長提出議案

- 議案第 53 号 琴浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について…………… 53
- 議案第 54 号 琴浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について…………… 54
- 議案第 55 号 令和 6 年度琴浦町一般会計補正予算(第 1 号)…………… 別冊

議案第53号

琴浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準等を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和2
2年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求め
る。

令和6年3月28日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

琴浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年琴浦町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基本方針) 第2条 略 2～4 略 <u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第18条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 7 略	(基本方針) 第2条 略 2～4 略 5 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第54号

琴浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月28日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

琴浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年琴浦町条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基本方針) 第2条 略 2～4 略 <u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第18条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 7 略	(基本方針) 第2条 略 2～4 略 5 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第55号

令和6年度琴浦町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度琴浦町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,526,666千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 28 日 提 出

琴 浦 町 長

福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長

大 平 高 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		834,731	666	835,397
	2. 基金繰入金	816,491	666	817,157
歳入	合計	12,526,000	666	12,526,666

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 教育費		1,778,271	666	1,778,937
	4. 社会教育費	854,149	666	854,815
歳 出	合 計	12,526,000	666	12,526,666

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

— 一般 (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	834,731	666	835,397
歳 入 合 計	12,526,000	666	12,526,666

(歳出) 一般 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 教育費	1,778,271	666	1,778,937				666
歳出合計	12,526,000	666	12,526,666				666

2. 歳入

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

一 般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	389,500	666	390,166	1. 財政調整基金繰入金	666	財政調整基金繰入金 666
計	816,491	666	817,157			

3. 歳出

(款) 9. 教育費 (項) 4. 社会教育費

一般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 公民館費	251,259	666	251,925				666	1. 報酬	666	委員報酬	666
計	854,149	666	854,815				666				